

平成26年9月16日
日本商工会議所

職務発明制度の見直しに際しての円滑な移行に関する意見

職務発明制度の見直しに関しては、日本商工会議所としては、「知的財産推進計画2014」の策定に向けた意見（平成26年5月16日）において、「職務発明の見直しについては、中小企業の研究開発の実情を踏まえ、中小企業が円滑に対応できる仕組みにすること」と意見を提出している。企業の競争力強化につながる職務発明制度の見直しは支持するものの、中小企業においては現制度のもとで大きな困難に直面しているとは認識しておらず、中小企業に過大な負担を強いる見直しは望ましいものとは言えない。

今般、産業構造審議会特許制度小委員会における議論において、産業界の委員から「職務発明については、特許を受ける権利が原始的に使用者等に帰属とする特許法の速やかな改正」を強く望むとの意見が提出されている（第8回特許制度小委員会参考資料4）。他方で、大学などからは、法人帰属の適用除外の在り方について、「職務発明は法人に原始的に帰属するものとし、それを望まない法人のみ、契約や内部規程を定めて、研究者原始帰属とする」という案に対する懸念も表明されている（第8回特許制度小委員会参考資料3）。

このような議論の動向に関し、「中小企業が円滑に対応できる仕組み」という観点から、以下のように考える。

- 中小企業のイノベーション実現のカギは、ものづくりで蓄積された高度な技術と、知的財産の活用にある。知的財産活用のためには、職務発明は法人に帰属させることが求められ、高度な技術力の維持強化のためには、発明者に帰属させることが望ましい場合もある。これら両者のベストな組み合わせが、中小企業のイノベーション実現のために必要である。
- 我が国中小企業の中には、職務発明規程等を十分に整備していない企業も少なくない¹。限られた経営リソースの中、従業員との調整を経て、こうした規程等を整備する余力のない企業も存在するのが実情である。仮に、一律に、

¹ 中小企業の知的財産に関する調査報告書（東京商工会議所中小企業の知的財産に関する研究会 平成25年3月）のアンケートによると、職務発明に関する社内規定があると回答した企業は全体の19.4%。

職務発明が自動的に企業に帰属することとなると、職務発明規程等が無い中小企業の経営者と従業員との間で、その報奨等を巡ってトラブルが発生するおそれがある。

- そのため、新たな制度では、全ての中小企業に対して一律に職務発明規程等の整備を義務付ける仕組みとしないように、また、職務発明規程等を有しない中小企業に対してまでも一律に特許が法人帰属とならないように配慮することが望ましい。

我が国の国際競争力・イノベーションの強化のためには、中小企業は重要な一翼を担う。今後の産業構造審議会特許制度小委員会における職務発明に関する具体的な制度設計に当たっては、以上の点を十分考慮されることを強く要望する。

以上